

令和5年5月2日

職員各位

危機管理室
学長 西川 祐司

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う本学の対応について（通知）

令和5年5月8日（月）から、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが「5類感染症」となることに伴い、本学における今後の対応は、下記のとおりとします。

位置づけが変更されても、ウイルスの感染力や重症化リスクは変わりませんので、引き続き、「三密（密閉・密集・密接）の回避」、「手洗い等の手指消毒」、「換気」等の感染対策を徹底してください。

なお、令和5年5月7日（日）をもって、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針（BCP）」の運用を停止し、通常体制に戻すこととします。（今後、変異株による感染拡大が見られる場合や新たな感染症が出現した場合等には、改めて運用を再開します。）

記

1. 風邪症状が出た場合等の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる症状【①37.3度以上の発熱，②咳・鼻汁・咽頭痛，③労作時呼吸困難の増強，④倦怠感，⑤味覚異常】のいずれかの症状がある場合は、不要不急の外出を控え、安静にして療養に専念すること。

なお、①～⑤のいずれかの症状が続く場合は、医療機関を受診すること。

就業復帰の目安は、「解熱剤を使用せず48時間発熱（37.3℃以上）がなく主要な症状が改善傾向にある場合」とする。（新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合は、2.のとおり。）

※ 病院職員は、感染制御部作成の「発熱外来運用フロー」に従ってください。

※ 症状があるまま、勤務を継続しないでください。

2. 新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合について

(1) 年次有給休暇又は病気休暇を取得すること。

療養期間は、発症日翌日から5日間経過、かつ、症状消失後48時間経過するまでとする。

なお、無症状の場合は検体採取日を0日目とする。

(2) 療養期間が解除となっても、10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、マスク着用やハイリスク者との接触を控える等、自主的な感染予防行動を徹底すること。

- ※ 令和5年5月8日（月）以降は、職員の感染が判明した場合の「新型コロナウイルス感染症連絡票」の提出は不要とします。
- ※ 「5類感染症」への移行に伴い、令和5年5月8日（月）以降は、「新型コロナウイルス感染症に罹患した場合」、「同居の家族等に感染を疑う症状があり医療機関を受診する場合」、又は「同居する小学生以下の子が通う小学校等の学校閉鎖になった場合」は、特別休暇（災害休暇）の対象外となります。

3. 同居の家族等が新型コロナウイルス感染症陽性となった場合について

職員自身の体調に変化がない場合は勤務可能とするが、家族等の発症翌日から5日間は、自身による健康状態の確認を行う等、自主的な感染予防行動を徹底すること。

4. 会食について

会食時の人数制限は設けないが、大人数や長時間に及ぶ飲食は避け、複数の職員が感染した場合、業務に重大な支障を来すばかりでなく、地域医療の提供体制にも影響を及ぼしかねないことを認識すること。

5. 在宅勤務制度の廃止について

令和5年5月8日（月）をもって、令和4年9月30日付け通知「新型コロナウイルス感染症の感染防止及び事業継続のための職員の在宅勤務の実施について」は廃止する。

6. マスク着用の考え方について

病院内では、マスク着用を原則とし、病院を除く構内では、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる。ただし、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスク着用の呼びかけなど、より強い感染対策を求めることがある。